

事專要候也。

天正十一年
十二月朔日

(前田利家)
在印

もろはし

二郎兵へ

十二月五日。前田利家、三輪吉宗に、珠洲郡金峰寺より幟用の竹を徴して七尾に輸せしむ。

【金峰寺文書】 珠洲郡

一八三三

のほりさほ三十本きらせ、七尾まで取候べく候也。

天正十一年
十二月五日

(前田利家)
在印

三輪藤兵衛殿

【金峰寺文書】

一八三四

猶以糸をほり、さきはしんきらずニ、ゑだばかりをろし可申候。以上。

のほりさほの用ニ、竹卅本きらせ、早々爲持可上候。謹言。

(年不詳)
二月十二日

利家 在印

大井六郎どのへ
和田善兵衛どのへ

【金峰寺文書】

一八三五

以上

今度伐よせ候竹細候間、重而まハリ七寸之竹拾本可被上候。恐々謹言。

(年不詳)
二月廿二日

利家 在印

金寶寺

(第二通・第三通は年次不詳なるも、同種の文書なるが故にこゝに合叙す。)

天正十二年

甲申

紀元二二四四

三月六日。前田利家、珠洲郡高座宮別當高勝寺の増長坊に、三十俵の地を寄進す。

【須須神社文書】 珠洲郡

一八三六

三崎惣高之内、其方拘分之内以三十俵令寄進訖。然者院

家一人之儀は、不可有諸役者也。仍如件。

天正十二年
三月六日

(前田利家)
在印

高勝寺増長坊法印

(高勝寺は總稱にして、増長坊はその一坊なり。)

三月七日。假掲

【法住寺文書】 珠洲郡

一八三七

法住寺弘法大師御影堂造營勸進之事、能州之内壹通利家御教書之故、庄官等可存此旨之狀、仰執達如件。

天正拾貳年三月七日

(前田)
利家 在判

法住寺御坊

(この文書は前田利家が珠洲郡法住寺に弘法大師御影堂造營の勸進を許したることをいへり。然れども様式不備、文意不明、假作なるべし。)

三月十三日。羽柴秀吉、近江坂本より、丹羽長秀に、その前田利家に對する心得を諭す。

【遺編類纂】

一八三八

去十一日美濃守かたへの書狀、今日十三日已刻於坂本令拜見候。八ヶ條之御一書旨、一々無殘所被仰越様、金五・

蜂出兩人如被存、入御念候儀と存、涙を瀧令満足候。(この間十三ヶ條省略)

一、其表儀、別儀雖無之候、御身之御用心、城之御用心可爲肝要候事。

一、前又左かたへ、懇使者を可遣候といへども、其方御由斷有間敷と存、不遣候。藤三ニ委細申合候間、彌慥成者を被入御念、其機遣專要候。又左被居候所、其方御爲ニ候。雖不及申候、一ノ城戸にて候間、其御念尤にて候事。

一、此表十四五日之内ニハ、世上之物犯も酒醉の醒たるべくニ、筑前以覺悟まづめ可申候間、其間之儀者、其國中者不及申候、自然加賀表一揆など催しをこり候とも、又左合戦に不被及、彼合戦之物構を相抱、丈夫之覺悟於在之者、其内ニ筑前隙明可申候。自然加州表人數入候者、蜂出・金五可返申候、それまでは兩人此方ニ留申候而、萬